

# 介護予防・日常生活支援総合事業 緩和した基準によるサービスについて

事業者連絡協議会  
平成30年8月8日  
高齢者支援課

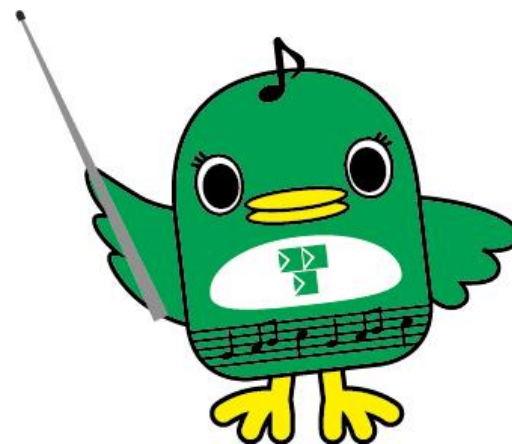


# 目次

1. 単価等について
2. サービス提供にあたり必要な事務手続き等について



# 1. 単価等について



# 訪問型サービスAの単価について

| 項目名             | 対象者              | 内容                     | 単位数       |
|-----------------|------------------|------------------------|-----------|
| 生活援助訪問型サービス費(Ⅰ) | 事業対象者、<br>要支援1・2 | 週1回程度の利用<br>※1月に4回まで   | 229単位/回   |
| 生活援助訪問型サービス費(Ⅱ) | 事業対象者、<br>要支援1・2 | 週2回程度の利用<br>※1月に8回まで   | 229単位/回   |
| 生活援助訪問型サービス費(Ⅲ) | 事業対象者、<br>要支援2   | 週2回を超える利用<br>※1月に12回まで | 242単位/回   |
| 生活援助訪問型サービス費(Ⅳ) | 事業対象者、<br>要支援1・2 | 週1回程度の利用<br>※1月に5回以上   | 1,145単位/月 |
| 生活援助訪問型サービス費(Ⅴ) | 事業対象者、<br>要支援1・2 | 週2回程度の利用<br>※1月に9回以上   | 2,061単位/月 |
| 生活援助訪問型サービス費(Ⅵ) | 事業対象者、<br>要支援2   | 週2回を超える利用<br>※1月に13回以上 | 3,146単位/月 |

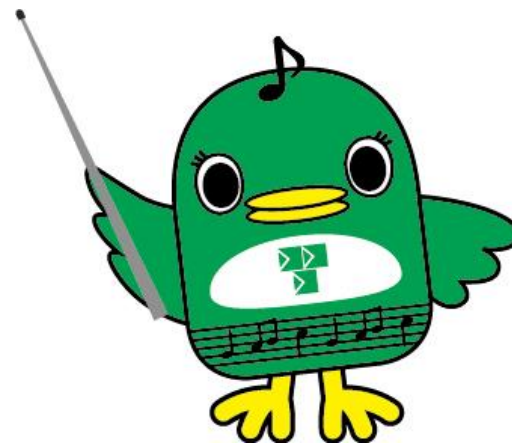
※(Ⅲ)、(Ⅵ)については原則として要支援2の者のみ。事業対象者は、高齢者支援課に事前相談が必要。

# 通所型サービスAの単価について

| 項目名                 | 対象者        | 単位数       |
|---------------------|------------|-----------|
| 運動機能向上ミニデイ型サービス費(Ⅰ) | 事業対象者、要支援1 | 310単位/回   |
| 運動機能向上ミニデイ型サービス費(Ⅱ) | 事業対象者、要支援2 | 318単位/回   |
| 運動機能向上ミニデイ型サービス費(Ⅲ) | 事業対象者、要支援1 | 1,550単位/月 |
| 運動機能向上ミニデイ型サービス費(Ⅳ) | 事業対象者、要支援2 | 2,862単位/月 |
| 介護予防ミニデイ型サービス費(Ⅰ)   | 事業対象者、要支援1 | 298単位/回   |
| 介護予防ミニデイ型サービス費(Ⅱ)   | 事業対象者、要支援2 | 305単位/回   |
| 介護予防ミニデイ型サービス費(Ⅲ)   | 事業対象者、要支援1 | 1,490単位/月 |
| 介護予防ミニデイ型サービス費(Ⅳ)   | 事業対象者、要支援2 | 2,745単位/月 |

※(Ⅱ)、(Ⅳ)については原則として要支援2の者のみ。事業対象者は、高齢者支援課に事前相談が必要。

## 2. サービス提供にあたり必要な 事務手続き等について



# 定款・運営規程等の変更について

## 作成・変更が必要なもの

- 定款、運営規程については、事業者が緩和した基準によるサービスを開始する時期(指定申請をする時期)までに作成・変更してください。

## 定款の記載について

- 定款の事業目的欄に、総合事業を行う旨の記載が必要。

### 【定款記載例】

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

## 運営規程の記載について

- 提供するサービス種別を追加し、その他必要事項の記載が必要。

### 【運営規程記載例】

「介護保険法に規定する第1号訪問事業」「生活援助訪問型サービス」

「介護保険法に規定する第1号通所事業」「介護予防ミニデイ型サービス」

「運動機能向上ミニデイ型サービス」

# 定款・運営規程等の変更について

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

第1号訪問事業

介護予防訪問型サービス

生活援助訪問型サービス

第1号通所事業

介護予防通所型サービス

運動機能向上  
ミニデイ型サービス

介護予防  
ミニデイ型サービス



# 指定申請について

## 指定申請手続き

- 指定は毎月1日付けで行う。
- 申請書類の提出期限は指定希望月の前々月の末日を原則とする。
- サービスごとに指定を受ける必要がある。
- 申請窓口は、高齢者支援課。

## 緩和した基準によるサービスの指定有効期間

- 原則として6年間。介護予防訪問(通所)型サービスの指定事業所については、指定時に申し出があった場合には、介護予防訪問(通所)型サービスの指定有効期間と揃えることも可能。

# 指定申請について

## 指定申請必要書類

- 原則として、介護予防訪問（通所）型サービスと同等の書類が必要。
- 事業所内養成研修を実施する事業所については、研修に係る届出も必要。
- ただし、介護予防訪問（通所）型サービスの指定事業所については、一部の書類を省略することも可能とする。

## 総合事業における事業所番号

- 介護予防訪問（通所）型サービスの指定事業所が緩和した基準によるサービスの指定を受け、サービスを提供する場合は、現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

# 4-1. サービス種類コードについて

## (1) 訪問型サービスの場合

| No | サービス種類コード | サービス種類名                  | 内容   |
|----|-----------|--------------------------|--|
| 1  | 61        | 介護予防訪問介護                 | 従前の介護予防訪問介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者が受けるサービス種類             |
| 2  | A1        | 訪問型サービス(みなし)<br>(訪問介護相当) | 総合事業のみなし指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類                 |
| 3  | A2        | 訪問型サービス(独自)<br>(訪問介護相当)  | 習志野市の総合事業の従前相当サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類      |
| 4  |           | 訪問型サービス(独自)<br>(生活援助型)   | 習志野市の総合事業の緩和した基準によるサービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類 |

廃止

追加

# 4-1. サービス種類コードについて

## (2) 通所型サービスの場合

| No | サービス種類コード | サービス種類名                  | 内容  |
|----|-----------|--------------------------|---|
| 1  | 65        | 介護予防通所介護                 | 従前の介護予防通所介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者が受けるサービス種類                  |
| 2  | A5        | 通所型サービス(みなし)<br>(通所介護相当) | 総合事業のみなし指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類                      |
| 3  | A6        | 通所型サービス(独自)<br>(通所介護相当)  | 習志野市の総合事業の従前相当サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類           |
| 4  |           | 通所型サービス(独自)<br>(運動機能向上型) | 習志野市の総合事業の緩和した基準によるミニデイ型サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類 |
| 5  |           | 通所型サービス(独自)<br>(介護予防型)   | 習志野市の総合事業緩和した基準による機能訓練型サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類  |

廃止

追加

## 【参考】

○介護予防・日常生活支援総合事業 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

上記ホームページから、基本的考え方、ガイドライン、Q&A、関連資料、好事例、関係政省令・告示等がご覧いただけます。

OWAM NET 介護保険最新情報  
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

介護保険制度に関する最新情報をご覧いただけます。

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料などがご覧いただけます。

## 【問い合わせ先】

○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること  
高年齢者支援課 454-7533

本日の資料は、今後ホームページに掲載予定です。